

平成 31 年 4 月 10 日
(2019 年)

各 位

西宮市 スポーツ推進課

スポーツクラブ21活動時における留意事項

1 【重要】学校体育施設開放事業について

(1) 学校教育の優先

学校体育施設開放事業の推進にあたっては、文部事務次官通知（S51.6.26 文体体第146号）により「…学校教育に支障のない限り、学校体育施設の効率的な利用を促進する…」とされています。

学校教育活動は、スポーツクラブ21の活動（学校体育施設開放事業等）よりも優先しますので、学校長等の指導にご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 独占的利用の禁止

学校体育施設開放事業は、グラウンド・体育館等をスポーツクラブ21が独占的に使用することを許可されているわけではありません。PTA や青少年愛護協議会等の社会教育関係団体との利用調整を図ってください。

2 自動車・自転車の利用について

(1) 学校内駐車禁止について

原則として学校敷地内は駐車禁止です。

学校敷地内は、駐車料金を負担している教職員、緊急車両、公用車等を除き、駐車できません。

(2) 自動車による送迎について

スポーツクラブ21の活動に伴う自動車の送迎に関し、ドアの開閉音、集合解散時の話し声等の騒音や駐停車マナー等について、近隣住民から学校に対する苦情が増加しています。

(3) 自転車の利用について

スポーツクラブ21の活動で自転車を利用し、自校、他校、有料施設に駐輪される際は、利用施設のルールのご遵守をお願いします。

3 安全管理について

(1) 熱中症への備えについて

夏季に運動・スポーツ活動をされる場合は、活動開始前に水分補給を行ってから臨み、活動中も適宜、水分補給と休息を取るなどの配慮をお願いします。休憩時間を練習中や試合中に必ず確保するようご指導願います。

(2) 安全の確保について

本市主催事業では、小学生等児童を対象とした事業については、活動終了時刻の目安を午後5時00分にしています。

活動終了後、活動場所から児童が安全に帰宅できるよう、活動終了時刻にご配慮ください。特に、冬季は日没も早いことから、保護者の送迎を徹底するなど、児童の安全な登下校にご配慮ください。

(3) 往復途上の安全確保

近年、登下校中における不審者による声掛け事案、連れ去り等事案が報道されます。

高学年児童を含んだ集団下校を促す、保護者による送迎の徹底など、スポーツクラブ21の活動前後における往復途上の安全確保を徹底してください。

4 市立運動施設の利用について

(1) 利用時間の厳守

コート準備（ライン引き等）、後片付け、清掃等は許可時間内に利用者で協力して行ってください。

許可時間内に退場できるように、練習・試合を終了してください。

(2) 利用マナーの遵守

体育館・グラウンド等の市立体育施設の利用後は、グラウンド整備、清掃等を必ず行ってください。

降雨、強風の場合、施設が利用できるか否かは、施設管理者が決定しますので、指示に従ってください。

施設利用時は、観客、周辺住民等が不快に感じる行為（利用者の声等）は、厳に慎んでください。

5 災害警報発令時の対応について

(1) 警報発令時

西宮市を含む地域に警報が発令された場合は、全ての活動（大人の活動を含む）を中止してください。また、警報の発令が予想される場合も活動を自粛し、往復途上を含め、安全確保を優先してください。

(2) 雷への対応

雷については、屋外の活動時は警報の発令有無に関わらず、たとえ遠くで雷鳴が聞こえる程度であっても、すぐに練習を中止し、安全な場所に避難してください。

(3) その他

小学校については、学校が「災害時緊急避難場所」に指定された安全な場所であることも勘案し、児童の安全を考慮し対応してください。

6 インフルエンザの対応について

(1) 学級・学年閉鎖が行われている場合

- ① 学級閉鎖の場合 … 当該学級の児童は当該児童のインフルエンザ発症に関わらず練習に参加させないでください。
- ② 学年閉鎖の場合 … 当該学年の児童は当該児童のインフルエンザ発症に関わらず練習に参加させないでください。

(2) その他

感染拡大の防止を優先し、児童、保護者等が参集する事業・会議は運営しないようご指導ください。

7 禁煙の徹底について

喫煙について、多くの市民が関心を寄せています。現状、各種規定や倫理面からスポーツクラブ21の活動中は、喫煙が容認される状況にありません。

(1) 多数の人が利用する施設における禁煙について

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例（H25.4）」等に基づいて、学校・公園・運動施設等の多数の人が利用する施設の敷地内では、喫煙の禁止と受動喫煙の防止が求められています。

なお、学校敷地内での喫煙、及び受動喫煙につながる学校敷地内へのたばこの煙の流入は、禁止されています。

特に、20歳未満の者及び妊婦をたばこの煙から保護することが求められています。

(2) 公共の場所における禁煙について

西宮市「快適な市民生活の確保に関する条例（H20.6）」が施行されており、歩行中（歩きたばこ）、自転車運転中の喫煙が禁止されています。

8 苦情等への対応について

(1) 各地区スポーツクラブ21における対応

スポーツクラブ21の活動は、指導者の模範的言動、保護者の温かい見守り、地域住民のご理解等のうえに支えられ、成り立っています。

スポーツクラブ21の活動に対する苦情等が寄せられた場合は、事実確認とともに、役員をはじめ関係者で直ちに情報共有され、再発防止に努めてください。

日頃、スポーツクラブ21関係者が知らなかった事実の気づきの貴重な機会として前向きなご対応をお願いします。

一部の会員、指導者、保護者の言動がスポーツクラブ21全体の信用を失わせ、活動の縮小、中止等につながることはないようお願いします。

スポーツクラブ21関係者の皆様におかれましては、今一度、所属クラブ、ご自身の活動について、ご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(2) 西宮市の対応

本市(市役所)には、日々、市民からスポーツクラブ21の活動に関する不満・不快事

案・苦情を綴られたメール、厳しい口調の電話等が寄せられています。

本市では市民からの厳しいご批判等に対し、スポーツクラブ21の活動の抑制・縮小・中止につながることはないよう、スポーツクラブ21の地域における貢献等をご説明したうえで、ご理解いただけるように努めています。

本市は、スポーツクラブ21が市民スポーツの普及及び市民の体力づくりの場の確保を通じた地域コミュニティづくりの促進という重要な役割を担っていることから、引き続き、活動を支援してまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上

西宮市スポーツ推進課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

市役所5階

TEL : 0798-35-3567 / FAX : 0798-35-4045

E-Mail : k_shatai@nishi.or.jp